

『新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言』
を受けての市長メッセージ

4月7日に、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態を宣言しました。対象地域は、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県であります。島原市としては、この宣言は国民全体の安定的な生活を確保するために行われたものと考えております。

現時点で、長崎県は対象地域には指定されておりませんが、県内においても本日松浦市で13例目となる感染者が確認され、未だ拡大傾向にありますことから、引き続き感染拡大防止に万全を期してまいります。

改めて市民の皆様にはお願いですが、お一人おひとりが、引き続き手洗いや咳エチケット等の基本的な予防対策に心がけていただきますとともに、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密における行動を避けていただきますようお願いいたします。

併せて、緊急事態宣言が発せられた地域や、外出自粛要請を行っている地域など、感染が拡大している地域への訪問につきましては控えていただきますよう、よろしく申し上げます。

特に、緊急事態宣言の対象地区から帰省された方々におかれましては、不要不急の外出を自粛していただきますとともに、体調が悪い場合には県南保健所にあります帰国者・接触者相談センターにご相談いただきますようお願いいたします。

また、市職員についても新型コロナウイルス感染防止策として、県外出張の原則当面禁止や私的な旅行についての自粛に加え、3つの密を避けるとともに、不要不急の外出を自粛し、自らの健康管理に努めるようお願いいたします。どうしても、公私共にやむを得ない事情があれば認めるが、緊急事態宣言で指定された地域など感染者が多い地域を訪れた職員については帰島後、一定期間、在宅勤務とします。